

平成26年度水質測定計画基本方針（案）の概要

1. 目的

公共用水域及び地下水の水質汚濁状況を常時監視し、環境基準の達成状況を把握するため、水質測定計画を策定する。

（根拠法令：水質汚濁防止法（昭和45年12月25日法律第138号）第15条、第16条）

2. 測定地点の選定

● 公共用水域

（1）環境基準点・・・生活環境項目の類型当てはめ水域において、環境基準の維持達成状況を把握するための地点。原則1水域あたり1地点。合計65地点を選定。

（2）その他の地点・・・環境基準点を補完する地点とそれ以外の地点、合計57地点を選定。

（3）水系別測定地点数

水系	環境基準設定		環境基準点数	補助地点数	その他の地点数	地点数合計
	河川数	水域数				
大和川	14	21	21	20	10	51
紀の川	3	5	5	3	10	18
淀川	22	28	28	7	3	38
新宮川	4	10	11	0	4	15
計	43	64	65	30	27	122

（4）調査機関・・・原則、管理主体が行う。

（奈良県、奈良市、国土交通省、水資源機構）

● 地下水

（1）概況調査

県内をメッシュに区分し、その中に原則1メッシュ1地点を選定。（全238メッシュ）

大和平野及び五條市 1辺2km、他の地域 1辺10km

上記選定地点約210地点（内奈良市33地点）を3年サイクルで実施する。

24年度 70地点（奈良市10地点）

25年度 68地点（奈良市11地点）

26年度 67地点（奈良市12地点）

（2）継続監視調査

過去3年の調査で基準超過した4地点について超過項目を測定する。ただし、概況調査として3年サイクルで実施のものは除く。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

天理市1、桜井市1

鉛

五條市1、香芝市1

3. 調査項目及び測定回数

● 公共用水域

(1) 生活環境項目（BOD等12項目）

大和川基準、紀の川基準Ⅰの基準点は原則年12回測定。

淀川基準、紀の川基準Ⅱ、新宮川基準の基準点及びその他の地点は原則年4回測定。

また、水生生物保全に係る項目については、類型指定区域の地点について原則年4～12回、その他の地点で年1～12回測定。

(2) 健康項目（カドミウム等27項目）

全環境基準点について原則年1回測定。

(3) 特殊項目（銅、クロム等5項目）

環境基準点のうち主要な地点（主に支川流末）で年1回測定。

(4) その他の項目（陰イオン界面活性剤等8項目）

項目により年4～12回測定。

(5) ダム湖調査項目（オルトリン酸態リン、クロロフィルa）

年4回測定。

(6) 要監視項目（トルエン等31項目）

環境基準点で原則年1回測定。

クロロホルム等水生生物保全に係る6項目は水生生物の類型指定区域の地点については、年1～4回測定、その他の地点で年1回測定。

● 地下水

(1) 概況調査

健康項目と要監視項目について年1回測定。

(2) 継続監視調査

超過した項目及び必要に応じて関連項目について年1回測定。

4. その他

● 公共用水域の底質調査

- ・大和川水系の主要な21地点（主に支川流末）及び布目ダム湖で年1回測定
- ・室生ダム（県水取水口、ダムサイト）で年2回測定
- ・芳野川で年4回測定

平成25年度からの変更点

1. 環境基準の改正について

○直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（以下、LAS）の環境基準追加等

平成25年3月27日付けで生活環境の保全に関する環境基準として、新たに公共用水域における水生生物及びその生息又は生育環境を保全する観点からLASが追加された。

これに伴い、水生生物保全環境基準の類型当てはめ水域における地点（以下「水生生物保全類型指定地点」という。）等においてLASの測定を追加した。

また同通知にて、4-t-オクチルフェノール、アニリン及び2,4-ジクロロフェノールの3項目について、生活環境を構成する有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生息又は生育環境の保全に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準とせず、要監視項目として位置付ける事とされた。

これに伴い、環境基準点等での測定を追加した。

2. 測定回数の変更

過去の検出状況から考慮し、国土交通省実施分、水資源機構実施分及び奈良県実施分の一部の地点で測定回数の変更あり。

●国土交通省

<生活環境項目>

測定地点	項目	測定回数
上吐田（補助地点）	LAS	⑨ 年1回
太子橋（補助地点）	LAS	⑨ 年1回
御幸大橋（補助地点）	LAS	⑨ 年1回
藤井（環境基準点）	LAS	⑨ 年4回
額田部高橋（環境基準点）	LAS	⑨ 年2回
	n-ヘキサン抽出物質	年1回→年0回
小柳橋（環境基準点）	LAS	⑨ 年2回
	n-ヘキサン抽出物質	年1回→年0回
大滝ダム湖ダムサイト（補助地点）	LAS	⑨ 年1回
大川橋（環境基準点）	全亜鉛	年4回→年2回
	LAS	⑨ 年2回
御蔵橋（補助地点）	全亜鉛	年6回→年1回
	LAS	⑨ 年1回
高倉橋（環境基準点）	全亜鉛	年12回→年0回
室生路橋（補足地点）	全亜鉛	年2回→年0回
辻堂橋（環境基準点）	全亜鉛	年4回→年2回
	LAS	⑨ 年2回
猿谷ダム湖取水口（環境基準点）	全亜鉛	年1回→年0回
川原樋取水口（環境基準点）	全亜鉛	年1回→年2回
	ノニルフェノール	⑨ 年2回
	LAS	⑨ 年2回

<健康項目>

測定地点	項目	測定回数
室生路橋（補足地点）	ふっ素	年0回→年2回

<特殊項目>

測定地点	項目	測定回数
額田部高橋（環境基準点）	フェノール類	年1回→年0回
	クロム	年1回→年0回
小柳橋（環境基準点）	フェノール類	年1回→年0回
	クロム	年1回→年0回

<要監視項目>

測定地点	項目	測定回数
藤井（環境基準点）	モリブデン	年1回→年2回
	新要監視項目（3項目） （4- <i>t</i> -オクチルフェノール、アニリン、 2,4-ジクロロフェノール）	⑨ 年1回
額田部高橋（環境基準点）	要監視項目（10項目） （トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロペン、 <i>p</i> -ジクロロベンゼン、イソキサチオン、 フェニトロチオン、オキシ銅、クロロタコニル、EPN、 ジクロロボス、クロルニトロフェン）	年1回→年0回
小柳橋（環境基準点）	要監視項目（9項目） （トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロペン、 イソキサチオン、フェニトロチオン、オキシ銅、 クロロタコニル、EPN、ジクロロボス、 クロルニトロフェン）	年1回→年0回
大川橋（環境基準点）	イソプロチオラン	年1回→年0回
	新要監視項目（3項目） （4- <i>t</i> -オクチルフェノール、アニリン、 2,4-ジクロロフェノール）	⑨ 年1回

国土交通省実施分については、「環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準」に基づいて、変更している。（参考資料3参照）

●水資源機構

<生活環境項目>

測定地点	項目	測定回数
室生ダム湖県水取水口付近表層（環境基準点）	LAS	⑨ 年12回
布目ダム湖取水口付近表層（環境基準点）	LAS	⑨ 年12回

環境基準追加に伴い、環境基準点の表層で測定を行うため測定回数を変更した。

●奈良市

H25年度測定計画より変更なし。

●奈良県

<生活環境項目>

測定地点	項目	測定回数
初瀬取水口（環境基準点）※	ノニルフェノール	年12回→年4回
	LAS	⑨ 年4回
檜井不動橋（環境基準点）※	ノニルフェノール	年12回→年4回
	LAS	⑨ 年4回
大迫ダム湖ダムサイト（環境基準点）※	LAS	⑨ 年4回
その他の環境基準点（48地点）	LAS	⑨ 年1回

水生生物保全類型指定地点（※）においては、国土交通省と同様の測定回数とし、その他の環境基準点においては年1回の測定とした。

<要監視項目>

測定地点	項目	測定回数
初瀬取水口（環境基準点）※	新要監視項目（3項目） （4-t-オクチルフェノール、アニリン、 2,4-ジクロロフェノール）	⑨ 年4回
檜井不動橋（環境基準点）※	新要監視項目（3項目） （4-t-オクチルフェノール、アニリン、 2,4-ジクロロフェノール）	⑨ 年4回
大迫ダム湖ダムサイト （環境基準点）※	新要監視項目（3項目） （4-t-オクチルフェノール、アニリン、 2,4-ジクロロフェノール）	⑨ 年4回
その他の環境基準点 （48地点）	クロロホルム、フェノール、 ホルムアルデヒド	年4回→年1回
	新要監視項目（3項目） （4-t-オクチルフェノール、アニリン、 2,4-ジクロロフェノール）	⑨ 年1回

水生生物における要監視項目の回数の統一を行い、水生生物保全類型指定地点（※）においては年4回、その他の環境基準点においては年1回の測定とした。

3. ローリング調査

新宮川水系（国土交通省実施分）の健康項目の測定において、平成26年度は、川原樋取水口で実施し、猿谷ダム湖では実施しない。（従来からローリング調査を実施）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
猿谷ダム湖		○		○	
川原樋取水口	○		○		○

*平成17年度までは両地点とも健康項目の調査は行われていない。

用語解説

1. 測定計画策定全般に関連する用語

- (1) 環境基準・・・人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に水質等をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたもの。「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標である。
- (2) 類型・・・生活環境に係る水質環境基準について、河川、湖沼及び海域でそれぞれの利用目的に応じて、水域ごとに当てはめられる区分。(AA、A、B、C類型など6段階)

2. 測定地点の区分に関する用語

- (1) 環境基準点・・・生活環境項目に係る環境基準の類型あてはめがされた水域において、当該水域の水質を代表する地点。原則1水域あたり1地点選定。
- (2) 補助地点・・・生活環境項目に係る環境基準の類型あてはめがなされた水域において、支川の合流点前などで汚濁状況を把握し、環境基準点を補完する地点として、水域の大きさ、支川合流等を考慮して選定。
- (3) その他の地点・・・環境基準の類型あてはめがなされていない水域で、汚濁の進んだ都市内河川、今後水質の変化があると予想される地点、ダム湖等を水域の大きさ、支川合流等を考慮して選定。

3. 公共用水域及び地下水調査項目に関する用語

(1) 公共用水域調査項目

①生活環境項目

生活環境の保全に関する環境基準でBOD等12項目。

水域の類型毎に環境基準値が定められている。(AA、A、B、C類型など6段階)

②健康項目

人の健康の保護に関する環境基準項目で鉛、ひ素等27項目。

全ての公共用水域に対し、基準値が適用される。

③特殊項目

事業所の排水規制項目。銅、クロム等5項目。

④その他の項目

生活排水等の影響等を把握するための項目。陰イオン界面活性剤等8項目。

⑤ダム湖調査項目

ダム湖の富栄養化等の状況を把握するための項目。オルト燐酸態リン、クロロフィルa

⑥要監視項目

人の健康の保護または水生生物の保全に関連する物質で、引き続き知見の集積に努めるべき項目。(31項目)

(2) 地下水調査項目

①健康項目

人の健康の保護に関する環境基準が設定されている項目。鉛、ひ素等28項目。

②要監視項目

人の健康の保護に関連する物質で、引き続き知見の集積に努めるべき項目。(23項目)